

戸塚区品濃町最終処分場に係る廃棄物の自主撤去の申出について

株式会社三興企業が設置し、許可容量を大幅に上回る産業廃棄物が搬入された戸塚区品濃町最終処分場において、平成 23 年 11 月に排出事業者 3 社から廃棄物の自主撤去の申出があり、受理しましたのでお知らせします。

本市では、三興企業に保管されていた産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の書類の中から、同社に搬入した者について調査を進めてまいりましたが、調査の結果、産業廃棄物収集運搬業の許可の無い者に委託し搬入した疑いのあるマニフェストを発見しました。

このため、当該排出事業者等に対し、廃棄物処理法に基づく報告徴収を行い、事実関係を確認していたところ、自主撤去の申出がありました。

なお、これまで 16 社の排出事業者から自主撤去の申出を受け、受理しています。

（平成 20 年 7 月 2 日、7 月 10 日、8 月 6 日、平成 22 年 4 月 22 日、平成 23 年 7 月 15 日記者発表済み）。

1 申出者及び撤去相当量

撤去相当量は 19.38 トン+13 m³となっており、重量に換算すると 23.48 トンと推定しています。

申出者		撤去相当量*
製造業	川崎市川崎区	19.38 トン+8 m ³
製造業	東京都中央区	4 m ³
製造業	東京都港区	1 m ³
合計		19.38 トン+13 m ³

※ マニフェスト等記載量(容量表示及び重量表示)

2 自主撤去の申出理由

申し出た排出事業者 3 社は、自ら排出した廃棄物が違法を疑われる委託により搬入され、その生活環境保全上の支障になっている事態を重大に受け止め、排出事業者としての社会的責任を果たす観点から、本事案の早期解決に協力をするべきと判断したためです。

3 自主撤去の方法

本来であれば、排出事業者自らが撤去するところですが、当該最終処分場は産業廃棄物が急勾配で積み上げられているため、廃棄物の崩落等の危険が伴うこと等が懸念されます。そのため、本市が行う撤去作業に見込まれる費用相当額を本市に納付してもらう方法によるものとします。

お問い合わせ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 関川 朋樹 TEL 045-671-2526